

中山間地域等直接支払交付金の実施状況（令和3年度）

1 中山間地域等直接支払制度の目的

中山間地域等は流域の上流部に位置することから、水源かん養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止などの多面的機能によって、下流部の都市住民を始めとした多くの国民の生命と財産、豊かな暮らしが守られています。この多面的機能は、それぞれの地域で持続的に農業が営まれることで発揮されるものですが、近年、農業者の高齢化や農産物価格の低迷などから、耕作放棄地の増加により、農業の存続、多面的機能の低下が懸念されています。

このため、自然条件等から生産費が高い中山間地域等の生産条件の不利性を、交付金により直接的に補正し、多面的機能を確保するというのが、この中山間地域等直接支払制度の目的です。

2 集落協定の概要

集落協定数	協定参加者数	協定農用地面積 (ha)	交付金額 (千円)
12	117	57.31ha	11,825

3 交付金額内訳

過疎法の指定地域（8協定）

協定名	交付金額 (円)	単価区分
大野第1集落	532,203	体制整備
内野向田集落	602,007	体制整備
内野関屋大井手集落	845,397	体制整備
内野関屋宮ノ上集落	266,329	体制整備
内野数俵集落	1,118,040	基礎
君ヶ畑広畑集落	471,408	体制整備
桑曲上ノ浦集落	487,947	体制整備
桑曲前田集落	915,978	体制整備
合計	5,239,309	—

福岡県知事が指定する地域（4 協定）

協定名	交付金額（円）	単価区分
明星寺南里山会	613,008	基礎
本谷第2集落	262,763	体制整備
舍利蔵集落	4,468,758	基礎
山倉集落	1,241,331	基礎
合計	6,585,860	—